

書簡集・(1)

～ 2007.8 ～

書簡集(1) 目次

No. \_\_\_\_\_  
DATE . . . . .

序文	2
七月三十日	4
4618 消印 年賀状	6
一九七二・四・二三	7
一九七二・五・二一	10
八月十一日	13
46824 消印	14
八月二十一日	15
十二月八日	17
十二月十一日夜	19
一九七二・一・一五	21
47128 消印	22
47617 消印	25
48216 消印	29

No. \_\_\_\_\_  
DATE . . . . .

49214 消印	28
49 9 消印	29
49年(株3)8号 49年(株5)6号 謝書	30
昭和四八年 (株3)第八号 決定	31
~1980, 8, 16~	32
~1980, 9, 2~	33
1981, 10, 20	34
561027 消印	35
'81, 11, 11 夜	36
渡本多恵子 様宛 ~'03, 7, 14~付 金本が50千紙	37
'82, 1, 7 年賀葉書	38
あとがき	39



勿論、彼は時にその直い身体をゆすり、ひざをたたいて笑っているが、常備しているかのようなおめ玉を吐き捨てる。遠く自腹にしまったような脳頭をふかしとけに似ているかのようにみえていることもあった。

僕が、松下昇の死後、どうしようも、彼が生きているものとして、いつものように、松下昇からの最後の郵便物をうけとっていた。何の不思議でもなく、しかしその数日、数十分間か、生と死か、見のふたのようにならている、つなげている部分に二重化され呼吸している存在と非存在であると、何かわかった気が、何かから何かへのわたりの直伝する部分配分であるかのよう偶然を立証してくれているとかがあったか、と、いつかかっている。

残念なこと、僕が、その語りや形態をまじく不器用に記述してても、その内容を二重として現前呈示させたことかできると、ある場合、テープをよみ出すという発想は僕の手には行かぬと、ある時期、いつもそばにいて、いざりお峙して、筆記しているとはいつか……。ここで僕は、僕にとり第一義的に、松下昇は、なにをどうしてしかいえないとして、それにより近似しているものとして、松下昇～の筆跡による手紙を、複製してみる。

《手紙はひとりの根茎・糸網・フモの巣である、手紙の吸血鬼性、うたぐり手紙に固有な吸血鬼性がある。肉食の人間の血を吸う、菜食主義者と断食者のトウキョウは、ほど遠からぬところにこの城を構えている。》

(シルドラルズ/フェリックス・カタリ 《カフカ マナー文学のために》)

固有な血は肉食から菜食のうちにも吸われ、水でうすめられることも、新しい媒質への相取移しつ、宙吊りしていつているかきしめない、トウキョウも構えている城を、《分節した隣接した田舎家の寄せ集めであることが明らか》であるか、くすぶるトウキョウが新たな仮装をしいかしているたづな、……。……





「視る」四号 萩原勝氏 稿集による、同人誌で立ち、参加誌と、うたれたもの。  
何に、何かと、というある同一線上か想定し、みかしているものばかり、(人間の  
間には複数空間)をうたし出す表現の場を作りだしていった...

'69春(3.1)に1号か '69夏(8.1)に2号か '70(5.1)に3号か  
出た。とくに「吉本隆明」-トⅢ」が掲載され、4号に「幽霊草紙文」  
という拙文がのこっているのはおぼろげな手もとにた...

公序  
7/10

その、読者、回覧、の、し、り、ま、し、ら、ぬ、  
その、読者、の、心、を、か、き、し、ら、ぬ、  
目録、の、ま、ま、と、し、ら、ぬ、  
か、し、ら、ぬ、  
つ、ま、も、  
手、と、め、  
下、り、

仕事の関係で岡山に在住していた中村はゆ氏(本名山口章 1932年横浜出生)  
が昭和38年の1月に同人判として出した雑誌《疎開派》を、5号から単独で  
主宰していた。中村氏と同年代の萩原氏との出会いをとおしてかどうか記憶になりか  
一語に、やむを得ず、交渉していた(のたろ?)

第9号(1968.5.15)には萩原氏の《言葉と時間-吉本隆明の場合-》と  
金本《吉本隆明ノート》が、第10号(1970.2.15)には《吉本隆明ノートII》  
が、第11号(1971.4.12)には《吉本隆明ノートIV あるいはノート解体する前》  
ははりにまがら……》が掲載されている。

(読み通すことができないほどにはすばらしいものがあるが……)

1998年9月20日発行の村尾建吉著《アジカレな14歳-万華鏡の酒鬼薔薇  
事件》で、おそろく自らによる〈自己紹介文〉と2の1節に次のように記述がある  
(1945年9月 日本敗戦1ヶ月後に神戸市の下町で生まれる)

1968年～ ひとりで卒業した記憶ももたないまま〈大甲〉空欄と釋り出す  
から始まる「覚めたあとにみる夢」の飛脚に貼る付けらる……

白夜通信第1号が1971年3月10日に出版。申立人(債務者)としての中村  
村尾建吉による昭和四十六年四月十七日付の仮処分異議申立書が第(2)号  
と12……発行されたらしい。

自分の裁判に、自分の身体バツケットの落書きみたいな、救済明という発想が与れた  
許して起ころ。招喚されたとして、裁判所～法廷の入口で、ここに呼ばれた  
のは何だろ、何故ここにいるのさろ……、少なくとも僕一人ではなかったが、  
何故さろ……と、たとえに僕一人が立ち立って、別に、誰か一人にきこ  
いさるに～か、誰かか一人に、裁判官、検事、弁護士書記、職員……債務人  
といふものなかに、誰か聞き求めることができていたから……

(行為としての被告)が問われるとして、そのまに裁判といふ(幻滅性)イベントに

入  
本  
活  
一  
様

一  
九  
七  
一  
四  
三  
三

杉  
下  
昇

五月からけいりやうに……。 (おそろく……) 債務者としての中村はゆ氏(本名山口章 1932年横浜出生)が昭和38年の1月に同人判として出した雑誌《疎開派》を、5号から単独で主宰していた。中村氏と同年代の萩原氏との出会いをとおしてかどうか記憶になりか一語に、やむを得ず、交渉していた(のたろ?)

か  
強  
さ  
の  
何  
の  
せ  
いで  
う  
れ  
く  
思  
い  
ま  
す  
。 今  
の  
ま  
だ  
の  
中  
に  
は  
オ  
ヤ  
マ  
と  
い  
ふ  
。 才  
力  
の  
な  
か  
り  
も  
カ  
ナ  
ト  
多  
ク  
思  
い  
ま  
す  
。



の、かり、乗せられていき、途中で勝手に停止ボタンを押しやの外に出た  
たこと、山に、下の子みたり、いなくまで乗ることを拒否しても、

行員が切り離せな、存在としてからどう被告なのか、存在としての被告が  
<原罪>などといったフィクションみだりに、あるとして、存在に告げられていること、  
存在が、フィクションとしてしかない、ということか……

研究室(の本) 借りたままになっている二冊が、いすも手もとにある。

“人事院開示は昨年のときもさうだが、教室の特権であり、ほくろからみた天国  
開示だ。しかし、ここに含まれた幻想過程は失われているのでは～”(金本浩一)(Mech P57)  
と、<天国開示>などと二度と口にしな、言葉で発言したことになる。

ここには、学生も<楽園>開示をやっていたにすぎない、という自覚も、自分の存在過程  
からしてのものとしてはなかつたはず。

そのと、特設工場の会場がきめずらしく、公金をつかうものという認識も  
なかつた、屋上屋を重なる……というのではない。隣接した空室のと互いのあった  
部屋のと互い……という幻想の、連続していく空虚性にひきずられていく感覚  
が、ここで彎曲していくか、<ある空間に身体をあつ仕方と格力との関係>(G1)  
の対応構造における重力密度を体測りさせてくれている

債務者が被告の立場で、法廷にのぞくことかしているのか、仮装被告論に  
して、どうあきらめ、あつたな展開をみせざるものだろうか？

<格力と義務>関係の、原告と被告という<存在をめぐりての型と行状>  
関連を交差して、<公(格)>のなかにはいれど<人>が問中してくるとい、  
法的(幻想)構造の、下書きかのさかして……

しくつかの

一三 A 十

... (faded handwritten text) ...

... (faded handwritten text) ...

... (faded handwritten text) ...

... (faded handwritten text) ...

... (faded handwritten text) ...



... (faded handwritten text) ...

... (faded handwritten text) ...

... (faded handwritten text) ...

一九七二 四八

... (faded handwritten text) ...

松下 早

7/5.19 \* B109 哲学の授業をD307へ、防衛する教職員と衝突。4.28 事件  
とともに後に学生3名逮捕~起訴 (Mch P59)

<開学史> 発行運動をめぐりに、その1、その2、その次のおる発言を引用してみる。  
<もし"斗争史"なるものがあるとすれば、伴にそのとほほ例には「バリケードの構築」とか  
「団体の経過」或いは「スローリストとの衝突」等との羅列としては足りず、そのおる  
軍兵隊体からは一定離れながら、なにか消えたりして消えたりにも消えぬ"私"の感覚、  
を感覚としてその存在せしめるものに違いない。>  
<... (開学史) はむしろ、自己解体をめざす"資料集"とせども中はずらざる。>

日本評論社編集部に著者名として発刊せしめる《日本の大学革命》6冊  
シリーズの3冊 全国学園闘争の記録 I II III の II (昭和四十四年8月20日)  
岡山大学と神戸大学が他の二校のあとに並んで掲載せしめられている。

<開学日誌> をかかげ、資料編集しよとめられている主体として、他の3校が  
自治会、全学共闘会議 名としているのに、神戸大学はあく政治党派の支部名  
とされている。(この自体が... 422のなまのかいさじあるか...)

<神戸大学一般開学の記録> が、<開学史> 発行運動をめぐりにのなかの発言  
を記述において、その<存在> したなかのよりに無視せしめられしいるのは、免れ  
おなく知たなかたせしることもあらずか、開学~抗争と<開学史>、資料集と  
消えたりも消えぬ存在感覚として感ぜしめしめるものとのあはれ、<記憶> の  
遠慮に遠慮するなかで、偏斜し、突然にも陥没ししいる深溝の一側り  
あるかもしない。それにして、その2の扉に松平昇君の『まのまの』が刻印する  
<私にせよかな希望は、斗争過程の私に発言とみせしめしめるもの、その日付とタイトルのみ、必要  
な理由を加之掲載しほいとせしめる。それのおる条件を提起するが、そのことと全2の(私)と共に  
せしめられ、それが可能にるとき、(条件)は止揚せしめる。

ふと思いたしたこと。人定空間において、たんに発言(はい)よりも、服装被さるる全2個人定空  
間に在るかたせしめると発言した時の方が深慮は、より深いのはないか? >

この文章のなかの... (F3 F F 昇)

全日本統一

一九七一... 五...

F3 F 昇

この文章のなかの... 十九日の... 学舎... 一九七一... 五... F3 F 昇

# 〈大教室突撃隊〉アピール やうらの反革命を許すのな？

## — Bの109を再び解放せよ！

やうら(大学当局)は余りにも破廉恥な行爲をしでなした！ もはややうら  
に対して怒られていることは許されない。やうらの反革命を許すならくあはた  
自身は反革命として糾弾されるだろう。Bの109(解放)争いは、今その様な局  
面に到達している。5月19日(水)の事実経過はこうだ。

まずやうら(大学当局)は何の理由もなく突然Bの109からDの307への教  
室変更を一方向的に通告してきた。これは何を意味するのか？ やうらが我々のB  
の109斗争の一切を無に帰せしめようとの意図に他ならない。どっこい、どうは向  
屋がおろこない。我々は当然にもDの307へ移動した。なぜなら大学のすべての  
の空間は〈Bの109〉たりうるからだ。

さてDの307へ行って見て驚いた。(まさかやうらがこぼまでやるとは...)。  
やうらはDの307の入口に20~30人の教官、専任職員と動員してビケ・ブ  
ラインをはっているではないか？ 〈授業〉を拒否しようとする〈学生〉を暴力で  
排除すること、それが大学人の態度か？ やうらの論理はこうである。やうらの  
一方向的な訂故に対してあたかも奴隷の如く無批判的に受領性、非主体的に服従  
的にロボットとして服従する部分のみ〈授業〉をうける権利を持つというのだ。我  
々の論理はこうだ。我々はもろろん奴隷ではないから主体的に批判的に、こわめ  
て個性的に、そして何よりも主体的に〈授業〉をうける。学問から批判をとり去った  
主体性をとり去ったら何が残るといふのだ？ しかもすべての人間は服従をうける  
権利がある。さもないれば「公衆市民財産」などというに白くし、マホヤが

さて我々は正当にもこのビケラインに対して抗議した。抗議したやうらに対し  
やうら(主要には)と斗争服(厚く武装した)はなんら答へることな  
的になぐりかかり、公衆市民財産等のアジビラを奪い取りました云々という

た。

我々はやむなくビケを突破すべく隊列を組織しビケに突入した。  
この間、学外に待機していた隊は望遠レンズを使用して我々の隊  
列を正確に撮影していた。これらの秘撮は明らかに大学側の要請に  
よって出動したものである。従ってやうら(大学当局)は我々を官  
憲に売り渡す意志があることを明白に証明したのだ。一体く授業  
をうけようとする学生を国家権力に売り渡すとはどういうことか？  
「教育」と「研究」が曲いてあきれて物も言えぬ。

だが、我々は十数名の隊員は隊列をもって、20~30のやうらのビ  
ケを革命的に突破した。この間やうらは殴る蹴るの限りをつくした  
にもかかわらず。我々が教室に入るやいなや倉沢(担当教師)は尻  
尾をまいて逃げ出した。(いつまでも逃げ続けられると思ったら大  
間違いだぞ。我々のトカゲ)我々は松下四井物研、Bの109解放の  
闘い意志一貫のもと教養部内に入りてデモンストレーションを貫徹  
したのである。(この時④のトラックが学外に来た。また叫びや  
がったな(曲め...))

さてこのうのDの307で行われた〈Bの109〉斗争は何を意味するか。  
我々の論理的請求に対し一切はもとに答へようとしなかったやうらは告誡、立入  
禁止等の様々な措置をとりながら、彼らの桐鳴に対し我々が全くいる  
まはないのを見ておびえ切り、ただ我々を暴力的に排除することをもって授業秩序を  
防衛しようとしているのだ。もちろん我々はやうらと暴力的に対決することも  
呼びかけない。従って結論は「来週がたのしみだ」ということになる。

学友誌「5月26日(土)の109 (P.M.1:30)で起るであろう事態  
こそ「大学」の至りの本質である。Bの109に結集し、(あはた)の眼です  
べてを見きわめ、「大学の幻想」を粉砕しつくそう！

1971, 5, 20. 星を見ない会 (奥崎派)

〈倉沢〉氏への公庫復旧状(2)

1. 前回の公庫復旧状(1)に対する倉沢  
氏の回答は、おしりにも決意があらたに  
なりました。倉沢氏の全体的な復旧  
の意向は、概して、

2. 現在まで三回にわたる暫定的な  
復旧の計画は、概して、現時的な  
復旧の計画として、

3. 復旧の計画は、概して、

4. 復旧の計画は、概して、

79年5月19日  
自主管理連合会

薔薇 四・十 = 国大斗争統一被告団意見陳述集(一八七一年七月三日発行)  
特別弁護人選任申請書 a 別紙(一) 荻原勝 別紙(二) 坂本守信(国大関係)  
別紙(三) 八尾信一, 揚場寛夫, 小笠原照也 (元国大生か学生)  
と云ふ申請書がある。

又夕 編集 = 赤木真澄 + 山口明 による日本ニコミセター(赤木)を発行所  
とした雑誌以外のあらゆるメディアを照準とした「ニコミ誌」を標榜  
昭和44年10月1日第1号から第44号(昭和49年7月)まで発行している  
「言葉の隅にうすくする『表現の鬼』をみれば、その『鬼』という発想のみに  
あつた。この情報に於いて、圧迫、窒息しかかっている『表現の鬼  
(~タマ~カタリ)』から、再度情報(雑誌)に反転~占拠していくという視座も  
もたえなかったのが、~たとえ~二十数年をもちいたままである。

「反論書」 (懲戒免職処分審査請求手案) に対する「反論書」は、  
この手案、この手案と云ふことになり。

金本浩一 投稿

八月十一日

山下 昇

「特別弁護人」のうらやま、はるかに気配して存在し続けている  
らうのうらやまは、さやかのうらやま……と感しする。  
いま、思いのたけ、夕の原稿を印刷所へも、こいつら、  
正にうらやまをこぼりして帰ってこい、と云ふところだ。  
きやんのうらやま、論議、できたら送ってこい、うらやま、  
校

FOKUYO







△一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査

五月二十日。海軍補給の概況の考査。九月七日。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

五月。八月。九月。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

六月。七月。八月。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

七月。八月。九月。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

八月。九月。十月。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

九月。十月。十一月。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

十月。十一月。十二月。海軍補給の概況の考査。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

十一月。十二月。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

十二月。一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

一九〇九ノ新。海軍補給の概況の考査。

海軍補給の概況の考査。

海軍補給の概況の考査。

海軍補給の概況の考査。

海軍補給の概況の考査。

海軍補給の概況の考査。

海軍補給の概況の考査。

十一・十七 \* 神産地裁(5)回刑事公判

>21号法廷への出頭声明く ~ 非存在開争開始 (Mch 199)

十一・一五 \* 神産地裁第5回仮処分公判 債権者側・湯朝証人の発言 (A)

11.17 神産地裁(5)回刑事公判が予定されている裁判所の構図で、  
託工は、>21号法廷への出頭声明く なるせうをうけた僕は、自らの裁判に  
対する姿勢を直したから、内心に不安な思いと裏に、恐怖に似た土壌の  
のど感に口をすかす。理由・根拠とする文書も提出できず、たゞそれか  
出来たとして、裁判に不不願するとは、勾引状をもとまらねば、保釈の  
取り消しにつながらない。何より、すでに、裁判進程にの、かかっている、と、  
裁判所から、たしか北川彦氏を認めて、三人で、カバン一閃で労働した  
松下氏を念に「鹿」にしているが、その後のことは全く覚えていない。

収奪 このように強い、(否定性の)言葉モストレートにうかえているのが、  
松下氏の表現行動の真骨頂といふところか、他にどのような言葉か選べば、  
僕もラフに「くちやとハイシャフ」といふ言、いふところかもしないか、何故  
くまみの分)ちのか、実際に貨幣は、どうして送られたのか...  
おそらくここには、僕のあやうくおぼえていく言葉のある部分を探とめ、  
「共有」し、もっと深い、非合法的な領域からの根底的な批判がこぼれ  
いたかもしない。仮装乗車に失敗し、その対処の仕方を批判した。おに...

十一・一五 研究室公判の文書二通と上原君の口 分譲とわらわ  
みわたりしている。

八五  
本  
法  
一  
後  
記

十一月一日

松下  
昇

十一、十七への目録を本廷の...  
十一、十五 研究室公判の文書二通と上原君の口...  
十五日は...  
十一、十六に...  
十一月一日  
文書提出...  
十一月一日

▽二十一号法廷への出頭声明入

一、才四回の公判調書には「閉廷とした」という記載がない。この理由を才一回の才四回公判との関連で追  
求しない限り、才五回公判の閉廷は不可能である。

二、十月一日の制裁多判に因して仮装被告団が提起して  
いる特別攻撃申立に對する最高裁決定が出ていない  
段階で地裁が才五回公判をおこなうのは矛盾している。

三、へん公判にみられる全この人が法廷に(非)存在する  
証拠をへんへん争ひの位相からいふに、いまこそ向いかけ  
ればならぬ。

四、十月二十七日のへん九公判における私の発言「仮装被告とは何か、について被告から訊いては論じられぬ。」

と、傍聴者↓法廷外へ運動しつつ深化したい。

五、和は月、水、金の午後三時から、銃招煙の慮しでの共同  
出頭をおこなうつあり、それが提起する意味は一方的  
に設定された公判よりも重んず。

少くとも前述のような理由から、私は十一月十七日午後三  
時には……し結ける。

経装被告(団)

△松 下 昇▽

一九七一年十一月十七日(水)

十一十八の空間性を共有した…… 11.17 とにかへ宿泊させてもらって  
11.18 とにかへ何をしたのか、よく覚えていない……

裁判所へ送廷のしきいで、求釈明書という突意、求むるという先出が次第に  
なえる。しかも、但しにおきやらず、裁判は(自己)表現を、表現(行為)と  
して媒介する場である、たまたま、通りかかるとのにかせていく過程である。  
少くとも、その小たつがすか、すかに気がついた時には、できるだけ早く終結  
させたという力学にくわえておかれている……

何故、私も、〈求釈明書〉か?

裁判のたまある手続きであり、法のしきいの〈足〉続きを問うたため  
である……

五月三日の会通信(野村修・他)1号(70年7月)~26号(81年12月)  
(批・Y・7)と記されているが、号外(一八七〇・五・二六)として神戸新聞(年表)  
等が発行されている。

五月三日の会通信七号(6, 四1971)取載の三氏の求釈明は以下のとおりである

求釈明書	坂本栄信
釈明要求書	昭和四六年五月十五日 荻原 勝
求釈明書	一九七一年五月三日 菅谷理矩雄

十一日、神戸新聞(会通信)の掲載された求釈明書は、  
 ① 坂本栄信氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号(6, 四1971)に  
 掲載された。② 菅谷理矩雄氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号  
 (6, 四1971)に掲載された。③ 荻原勝氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号  
 (6, 四1971)に掲載された。

以上三氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号(6, 四1971)に  
 掲載された。① 坂本栄信氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号  
 (6, 四1971)に掲載された。② 菅谷理矩雄氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号  
 (6, 四1971)に掲載された。③ 荻原勝氏の求釈明書は、五月三日の会通信七号  
 (6, 四1971)に掲載された。

十一日、神戸新聞

十一日、神戸新聞

〈求釈明書〉

求親・明書

建徳四年

被書人 松下守

白河に大に別する地和四五年五月三日付 御書奉  
吉事件の御討其御書の内容手紙に於いて 取の念ある  
取明を及める

昭和四年五月三日

松下 新徳次

徳島県

御田原

御書に於て裁判所才三御手紙御書

記

不

一 「同文書の定め」所自に於ける御田原とあるは  
後園田御田原なる根拠 一書に於てあることなる  
二 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
三 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
四 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
五 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
六 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
七 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

御田原の御書

四 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
五 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
六 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
七 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

御田原の御書

一 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
二 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
三 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
四 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
五 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
六 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
七 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

御田原の御書

御田原の御書

不

一 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
二 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
三 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
四 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
五 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
六 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
七 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

四 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

五 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

六 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

七 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

八 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

九 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

十 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

十一 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

十二 「御田原とあり」 一書に於てあることなる

御田原の御書

一 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
二 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
三 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
四 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
五 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
六 「御田原とあり」 一書に於てあることなる  
七 「御田原とあり」 一書に於てあることなる





18-2

前略

貴殿は、昭和四十七年一月十日より土曜日、日曜日、祝日を除いて、教養部構内に立ち入り、遊日午後一時前後から午後三時前後まで、一。六号教養面出入口附近で、無断で同教養面のガスストーブ等を使用し、ハ、焼きと練し、食品を敗死しているが、カ、る行跡は、大卒の固有財産管理権を侵害し、公秩序を乱す者としての遊日行跡といわゆるを得存し。カ、る行跡を遊日中止せしめるよう要求する。

以上

昭和四十七年一月十九日

神戸予備区 齋甲一丁目二番一号

神戸大学教養部長

湯 浅 光 朝

神戸予備区高村多楠町五十五番地  
 松 下 昇 殿

この郵便物は昭和四十七年一月十九日第...  
 郵便局長

47.1.19  
 18-2



廿一番中上々吉

ひ 次 第 に た の し み あ り	こ ろ の お も ひ は れ て 物 事 と の	の い づ る が と と く あ き ら か な り	は じ め 少 し あ し け れ ど も の ち 明 月
--	---	--	---

甲 六  
神 厄 橋 八 津 授

才 号 昭和廿七年 / 月 日 / 日

松下 号 殿

神戸市 灘 保健所長

無許可営業に対する警告書

営業の種類 飲食店営業

営業所々在地 神戸市 灘区 東灘 / 丁目 番地

上記の営業は 昭和廿七年 / 月 日 より無許  
であるので 昭和廿七年 / 月 日 までに同業  
許可申請をして下さい。

無許可のまま営業すれば、食品衛生法第21条の  
に違反し処分されます。

なお、本署持参の士

昭和 年 月 日 神戸市 灘区 東灘

食品衛生法抜萃

第30条の2、第21条第1項の規定に違反した者、(無  
許可営業者)は、1年以下の懲役又は3万以下の罰金  
に処する。

食衛 A6 上 45

39.7

荻原氏に依頼されたものが何であるかおまいたせたい

新聞 岡山大学新聞 (昭和47年5月15日)

送られたものがそのまゝに郵便システム、その過程とよって突っ返されてくる

一対一対応で手配されたら... フォトコピー 死体検案書が.....

とて裁判関係送達も未開封のまま 第(三)者への運動自衛隊にといけ

られいく... 宙吊りや、行方不明にたどいた多数のものやその後の現在が...

とこの 批評集の巻4 (~1994.9~)には、〈解体・岡山大学新聞〉=

廃刊号に掲載された一資料として収録されている。どうやって?!

送付とく > 返却といふ > 過程のどの様な条件解除〜(緩和)

構造か、その収録にいたる経過にふれたいように、あるといふのである。

保は 松下氏に直接問いたたけたいとあるが、'94当時送られたものを

行々と読み、ページをめくるとみることもしたためたかもしらぬ。

この些事が読みとくかもしらぬこの探求のためにも... 作業を続け

いかるとはならない。とて、〈解体・岡山大学新聞〉=廃刊号(昭和47年5月15日)

ではなく、昭和47年10月7日 岡山大学新聞の最終刊である。〜蒼空の突撃

書籍の往還はなされた。

学籍がどうなるか処理されたかおまいたたか、大学共済会職員に

もこりに、学生会館倉庫のすかすか夫を、大学祭企画にのりかたて

講演〈シンポジウム〉を前向きなものとしたりした。

基調〈全公開.....〉とし、当日配布するものとして 兎矢東西〈夜夜断

から昼屋肌光〉を びんごとは準備し、すかすか天竺の白い作業服と白い

女性用雨靴を土壇上に立ち付しはいいといると、こゝから、閉まつた

るにきのかか 登りし。講演は紛れもない.....

荻原先生に依頼されたものと、新聞を同封します

# 田代學齋

発行所  
岡山大学新聞会  
岡山市津島  
電話 1111 (内) 791

当新聞の編集はあらゆる人の手にまかされてい  
ます。公開され開放され  
た編集委員会は随時行な  
われ、そこには協働作業  
が存在しています。

喫茶と軽食

ね

も

法界院踏切東入り2軒目  
1111-1114

就職・公務員準備書は  
増進堂版



## 吠庭

一包围が散開しつつなほ闘争を演じるを言ふ

(柳田国男 後援記)

四月に欲情し枯れた死月の花

幻想の削割された残門をまたぐその裏切りは

裂傷のフラッシュに映えた乱闘で失神した

生捕られた実験室の水槽のそこ

死魚の眼の秘密を伝授した

朝の部屋の毒コーヒー

のみくだす腰の涼に濡れおどる

きみはこわばる顔で僕を見送り

血あがる空

闇の色がめぐりかわる

正午の被告席を見下す

回転することの絶えてない扇風機

踏みゆけば無音にさえる鍵盤の階段につづく

法廷はみはるかす秩序の巨きな洗濯機

青い制服の干竿の列に開まれ

ザブ・マルタータイヤと

潜在する正義の寶石を信じる法吏が

揉み搾りかわかす

荒びはる標白の暗黒

そこに発語は逆に降る雪のように漣をゆき

雨の降る証拠フィルムに写しとられた

行為に自乗する幻のとけない積分演算

綜括はいつも組織の窓ガラスの擦音

構成された屈辱の股間からもれる

水腫れした致死火傷の影

踏絵ゆく砂利舗装路の息風の切れ切れに

裁割された舌根

心棒の分解し倒れる時効の独楽

腐れ干切れる意志の紐

悲鳴に垂上しくれるきみの思念は

判決のくだせない裁きの庭の果てまでゆけるが

不知火の臨時革命政府は見舞えなほ露波のまぼろし

たけりうねる法網の波を幾重にもかぶり

法廷獄道のむこうからあゆんでくる

すれちがう男は誰

人間にたつまく裁断の宿業は絶えず

庭柵こえる曠野に失踏し果てる

逆泳に穿ちゆくのも地下の空

臍の雲の打寄りうねる

地岸に吠えさすらう

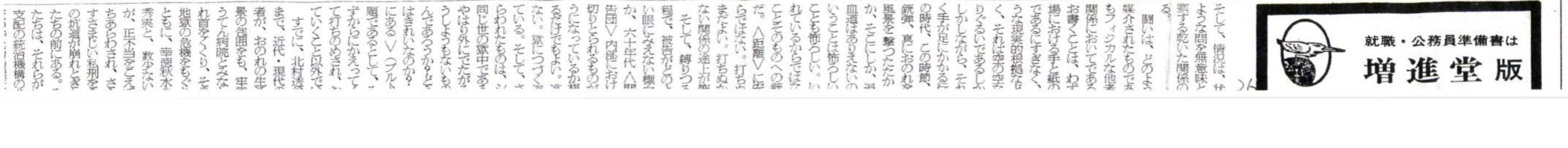
きみはどうしてひとりて解決るか

いかん文脈で述べるかが問題  
だ。端初から注漢たる未透明な全  
体が脈絡ある構想にささげられて  
いたとして、すでに書きはじめ  
行為は、それを打ちこわしてい  
くかのように、ない無地の跳躍と  
しきまをこいでいかなくはな  
らないからだ。そして、ある文脈  
が山脈のように彼の命脈をよま  
る。水脈も映っている。しかし、  
薬と文脈が彼の命脈そのもの  
そのみはしひびきまのうたが  
ない、それはなにかの……  
比喩はいくらでも語らう。そ  
の一步先はわからない分水嶺をわ  
たちあるていくのもあるかの  
ように、語らう。決して述べえ  
ないし落ちこんでいくもの、  
その無方の映闇に消えいく。な  
ぜとから、そこにいるのか、  
は、あふゆく足もこびきま  
きしがつく手もの問はあ  
る。後をさむむこびきま  
ない。そこをちぎった軌跡が  
れゆく。端端であるかもしれない  
だ。たしかにあゆんでいるのであ  
る。そして、休意をちぎら  
てきたとして、それは彼をな  
却る。あふゆく手、しびれ  
そこにとまらうつけられ、両端  
の映闇に声を落さずとちぎら  
ていってしまった。よ、そ  
れ、よ、よ、恐怖の起動で  
あり、それであって、確たる恐怖  
にかりたてられているのではない  
のだ。あゆんでいる、はしってい  
るのか？

言語表現(行為)は自ずから、  
そして、その打ちこわす、心  
げんの観念の領域は、原始的人間  
とおなじほどの表象の領域にすぎ  
ないものである。しかし、その  
組成の複雑化にたたらあつものが  
にげんの対象的世界に自覚的に  
はいりこんでいく行為として、そ  
れは歴史という時間系列を拒むも  
のである。  
その非歴史性を、加担の歴史  
性として選択するに、政治的行  
為から心的現象にわたる書言言葉  
にいたる全般が、商品世界市場と  
民族国家をつきぬけ、選りして  
く、幻想として把握されたこと  
として、いま、その幻想を分解して  
いかんてはなす。自立する  
言語表現(行為)が、どのような  
動態的な存在被観性(うたにお  
いてなのか、変容する自然に、存  
在の恒常的条件はどのような反応  
の非自然性として抽出できるか。  
行動に自乗するの影をかすめさ  
らいくのが幻想である。幻影の  
相重は、行動にまぎれ沈下してい  
くものであつても、幻想その足  
もとをなさない速度の大きさを低  
空飛行してさういふかのごとくは  
らいあがついていく。しびれ、倒  
れふし、無念をかみ、そこに不動  
と化してしまふことはできるか。  
動かすにかゝる真実というものが  
もしあればそれではなかつた。だ  
が、割れ敷の、その破片にさみ  
つていふこともできるものではな  
いのだ。その幻影の集積が、実定  
的に、幻想吸収されおわけて

貧困がある。とりこんでも、ついで  
に下降し、控えられる理由という  
ものがあるのだろうか。  
すでに、わたしは、わたし、  
て述べているのではない、という  
たいかな実感にとりかかれいる  
が、それが文章化作業のやむをえ  
ざる仮称であるとして、その根拠  
をさらに深くたずねつつ、わたし  
たちは、全共闘運動から人終身  
刑的V裁判として閉じられてい  
く山脈を、どのように位相的に転  
換していくかが問われつつは  
いる、というところから(はじめて  
いふ)。  
松平昇……A松平昇現象、  
……として媒介されてくるものを  
前代代的にのぼりつめられていた  
さらに昇降するものとも暖かな表  
現行為であると想定しつつ、それ  
をどのようににかかすめをい  
ていくことにはできないか、考  
えたわたしの発想が、連立赤軍の  
たたかひの衝撃にうたれ、分解し  
何もすることなくできない無理の  
手がわり、あはれ口を魚魚の  
よにあげて空気をすって、た  
時が流れてきたが、そのへんが  
かなたにちぎられている。あ、  
は、言語表現行為に確執してい  
ざるをえないのは、よのよをな  
急行動にも反動する、決しておの  
れのうちにこまる内的秩序た  
ないものか、もしも……  
れば、Aけいれする永遠Vと  
しいか、いかならないもの、じ  
よつめられられたい、いのが  
みえ往來しているのに、逃がれ  
れないからだ、といっておくか  
ないかもしれない。  
ひとは、それは、確固とし  
た自覚意識のうちに生きてい  
てはなす。それは、必ずしも  
言葉だけによつてはなす。ひ  
を翻つするものもあるわけだ  
が、それでありつつ、またひ  
冥暗なる曖昧を切り、い、  
ともじつなのだ。その闇を  
つらぬいていく透明化作業が、文  
章化作業であつたか。そして、そ  
の筆端の透明ガラスの反射鏡  
のなかで、彼は顔を輝かして  
くのであつた。あか、い、  
だに輝かされい、……  
それにして、六十年代当初、  
松平昇の次に書いていた。  
△何もしたくない時期、いや何  
もできない時期があること  
を考えてみたことはいかに、  
こういつたところから、それが何  
であれ、△遠慮Vを視触し、△  
関係としての苦悶Vを内在的  
にとりだすところから、ひとり  
△北の海Vへいって、彼は  
たのであつた。そして、今、そ  
から、それは以前何をやり、何  
ごにかを……したが故の言葉で  
あり、やるとなすことの挫折と  
敗北を刻印されているところ  
はたすすい、だ。彼はなにを  
うとしたのか。

例は、△例えVを……と書  
いてしまふが、国会議事堂構内へ  
突入した千原は、そのままた  
にをなすところか。十月の補



空の角形3号の封筒 48 2.16 灘の消印

昭和四六年(丙)第八三九号, 事件(債権者国 債務者 松下昇)研究室依頼  
に7112の 昭和四八年二月二日付 債権者 松下昇から 神戸地方裁判所第三民事部  
御中宛 <最終的な返りもあつた準備書面を以て意味をなした>おしる上  
提起文書(カホソコビ ④ハニ)が別にあり、こつと送つて下さるのでは  
ないかと拝見せしむる。

170  
山内様方  
山内 出籠井 金谷 坂田 一五二八

金本 一 様

70

8/16

'74 長形3号の封筒が空のまま残っているふたつのは、49.2.14 岡山中央  
消印がはきりとしたものは、金本浩一様気付（共同参加者）様宛  
〔神戸市灘区赤松町一丁目一番地 松下昇〕 気付（共同参加者）とされている  
何への〈共同参加〉であるのか？

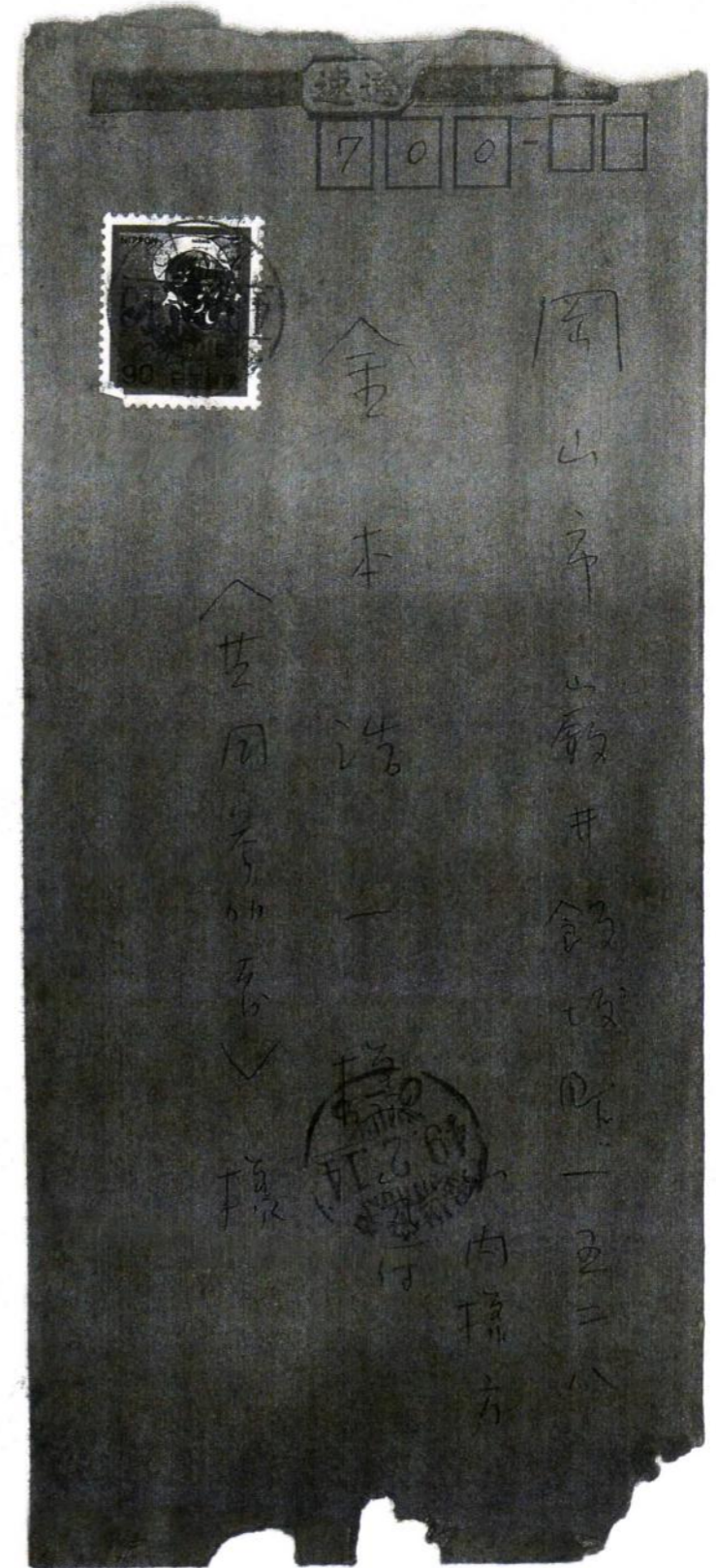
（'74.1.31 岡山地裁・坂本時信を松下、目の前と不出頭を理由に勾引〜4.12  
判決まで勾留）（Mch p69）

〈 〉退程〜（岡山工学教養部A棟一〇三教室）103公判訴訟への  
〈共同参加〉であり、手紙の内容は、金山を明示せずとも、新聞の告知を照会  
したものであったにちがいない。

〈きみの裁判退程が〈 〉焼参加退程にたるとおかしなところ。〉と。

（'69 大学では、その中心の構成員のあった"授業批判、学生組織、教員  
会議、入試（事務）、自治、研究、学問、自由……"等々について、社会的  
テーマ（例証と反証）と関連づけたから討論し議論したという。これ  
それそれ自由な自明な点としてながさくいってのにはなる、立ち止まり  
ず、その点をまずまず動きにはハリケードを構築して対抗するから、  
論議し、ぶつかりあう…… 社会にあると、大学と…… 場外  
に求めるものは、どこにいるもののためにどう何を知り？と問うことになる。）

'72〜 学生食堂でできない夫を知らず、休憩時間を利用し……  
英語講師「坂本教員」の〈教務〉係より委託された片山恵子（に迎魂隊）  
と名のり、当局教務係と成績票の授受問答をまいた、又分を  
策動する教員会議に参加したり、逆封筒、宛先不明の103教室の  
103に、食堂から来た印を掲げたり…… 僕にしていたが…… 当時  
交際していた女性か、僕の制止をふりほどいて103教室に居て  
いるだけで不退去の被告となった時（'73.5.12〜5.23）、僕に在り  
その手紙をいじりながら、無言の不退去をその場に存在するに共有するとは  
あるか、その意味を追求してみることすらできなかった。



やがて、〈六甲〉をへさんだ地に生活の拠点を移し、〈召喚〉状が到達不可能  
にたっていた〈被告〉の彼女に、よに求め、ひかえ行き同行することも、さうに  
一諾にとまり結ぶこともできずにいた僕は、別の女性の部屋にかよはせぬ  
で、から、停車人としても出延していくことになるが、どこか……どこか……  
法廷かはいける。法廷は、場全体としてどこにいるみんな一諾に引きあが  
っていた。

……落ちたといふのは、裁判所内の物置室であり、どこか対面した糸潮  
した方にもかといふ荷物を交換したか、ひとりだけ杖放した僕は、  
交換したことを引き受け、開放できないまま、新しく彼女の部屋に留置  
された手にならぬ、……

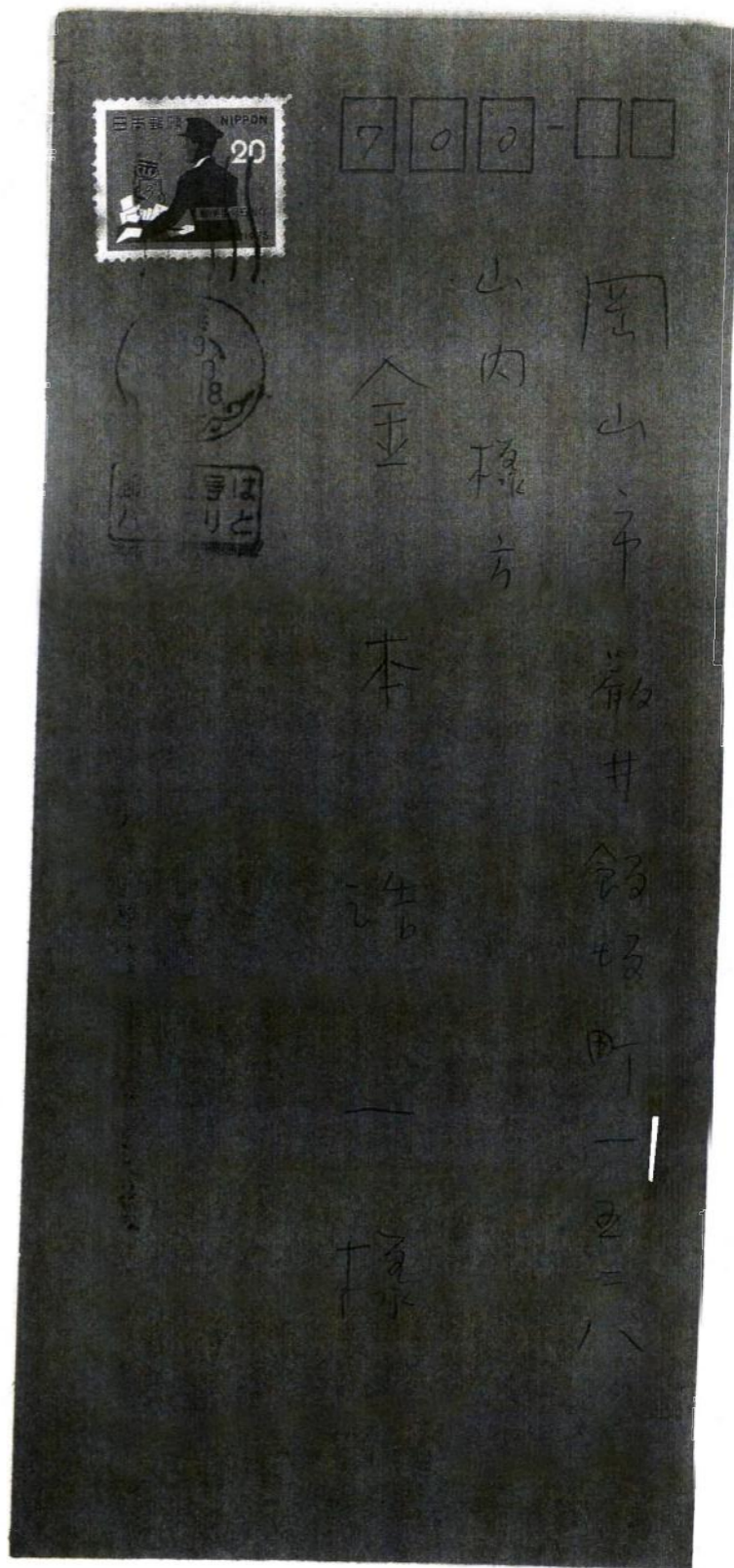
一年後の、自らの裁判の判決をきくため勾引〜拘留された拘置所のノート  
(昭和~~50~~年7月18日 交付)では、〈下書き封筒を、三、四通あすからして、  
そのほかには、{請求状}、ある……といふ文書何通かすりと、〈印かんせ  
入った〉と書き記しているが、意味がわからず、下書きする心がない。

〈マコ〉が「裁判長おかけ」で「投書」されることと、法廷か〈マコ〉に  
衝突して争い散らすことの関係が、相対し差し違えていっている中で、  
一定一定しているものは何とあるのだろうか？

審問状況の開示である。  
法廷は、〈裁判官が訴訟事件を審理する場内〉である、この言語の  
逆立(性)構造を問ひ、審理し、裁判するから、かき受けての釈明を  
自己〜全関係性の共同表現(過程)として求めたい場合=過程として  
いくことになる、と。

1か、僕は、自らの裁判過程にあくちくする時に、裁判所の扉から、うしろ、  
戸をひらき出たといふたかたのかもしらぬ。

もういっせいの空。封筒は、49〇9と消印がみとめられる。青い  
封筒である。



(青色はコピーできてない)

今年(第18号)

今年(第6号)

本人 在米 裁判所 (出頭)

事件 窃盗罪の 事件 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

裁判所 裁判所 裁判所 裁判所

昭和四年(三) 年(号)

決定

右の者と訴する被告本人 違反による制戒事件との  
決りにより棄除する。

本人を監禁二日とする

理由

(事実の要旨)

本人は昭和四年八月二日午後二時二分三〇 岡山拘置所  
第三号 監禁におり、当裁判所が 被告人 本人に於て  
念書 新島長事件を管理するに際し 懲戒として  
入獄して以来の事案が 裁判所 下方再三元を棄除  
する旨 本人の訴えを以て 棄除 維持のため 監禁を  
命ずる。 当裁判所 職官が 是れを 執行しようとしたら  
拒否した。 本人は 裁判所 新島長 事件の 棄除を  
拒否し、 本人は 右是れを以て 裁判所の 棄除を  
拒否し、 裁判所の 職官を 懲戒し、 是れを以て 本人は

(通申の要旨)

監禁一 二条一 罰  
昭和四年八月二日

岡山拘置所  
裁判官 栗原丹次郎

岡山拘置所にて 昭和四年八月二日に交付された 監禁記帳に  
まゝ記入したもので、 書数は、下記の通り あり、 是れを以て、 是れを以て、  
法廷警備状況報告書(三) として 書え 写して いる。



自らの〈10〉年性のテーマとは何だか、と、自問しているときもある。  
NAGOYA 消印で、赤松町 松下昇から (株)K321-K・モンテイトン  
気付 金本浩一様ときといる書信の、出きる相互~対等性の柱軸、それ  
以前の〈知る〉過程、口座振り込みといたして資本主義経済システムへの  
依拠との関連にも……

仮装郵便という、関係といたして労働力のネグレクトといたして貨幣の  
可能性も、仮装書留、仮装振り込みの不可能性は経済を媒介した  
国家論(~偽札)において、個~人々の〈カンパ〉といふ位相水準に  
しかたないのだろうか?

〈私財の刊行しているものは、この方法で生活が成立しなくては、せざる  
条件の誤りと変革の必要を、任意の人が了解することを目指している〉(G34)と  
提議者の開示が、出会う時に審判りエピソードの、ここでのこの開示は  
その後何だか出会うことになるとしても、開示でもなければ、何だか出会う  
なかたといふことになるにちがいない。出会うべき…… ということも。

金本浩一様

あなたの〈10〉年性のテーマへの、ある  
字のあたりをこめて、あえて提起します。

いま、あなたの……に……

~10~100~1000~万の〈金〉が

あふれる。至急

太陽銀行 309-1007646 (松下昇)

に振り込むことは不可能でしょうか?

用途~については、お会いする機会に……  
ますが、必ず納得して下さると確信します。

なお、この提起は、あなたと出会う時まで  
周りを審判りにします。

~1980.8.16~

松下昇

社会的階層がすくなく逆断層の振幅が逆心理的性、決相して、  
ハリーットの原案はく > 焼とい、位相を逆照して書きしよす。

金本浩一様

8.22の日付の 86,986 円 確認し、いまは小石  
をいり、あふらぬ ~ に、あふらぬ、あふらぬの  
情報も得られてます。

いづかの表現を同封するとも考へました。  
あふらぬ、逆ハリーットの性も思へ、富名リビして  
あふります。何か現えて生きたあふらぬのが、あふらぬ  
逆方向から判る気もします。

21日、また、いつか追加 ( < 金 > は限りなく  
あふらぬ ~ 100 ~ の壁との格闘も経てます )  
を歓迎するにとり付記して。

~ 1980. 9. 2 ~

松下昇

10.28 判決 \* 神戸地裁 { } 公判, 神戸大開戸松本刑事事件の1審判決  
(Mich P107)

→の〈かけ〉という意図が何であるか、全く分からない。しかし、  
互に、他の方法で〈かけ〉をこころは、模索〜実行していたのである。  
こんなことを言っていることにはどんな意味があるのだろうか。互に、ある、なすけない、  
〈かけ〉である……

表現と2冊 時の楔通信 第(2)号(一九八〇・十一) 第(3)号(一九八一年)  
とある。

金本浩一郎

10.28 判決を前にして、信じたことと成す。

〈事件〉著者の連絡をとり、この事件を成す。

もし、ある年の午に、この〈事件〉の、 $\frac{1}{2}$

10.27 まで、送った下は、→の〈かけ〉

こころは、成すことである。

表現と2冊を送りました。ご希望の、

1981. 10. 20

松本 昇

この時の自らの手紙に再会したいか <木の葉>のかゆりに、何故小松菜の  
夕ネを扱ったのか

目付もない、～μ～表記は、書簡の(往還)構造のどの辺りな  
(変)如の予知～予言に及ぶのか。}

### 金本活一様

お手紙を、小松菜の夕ネと再会して、  
ました。 <水>と同封して、  
前回は、AIC 語を、  
<木>の、  
より、同封の時の段通話中<水>号の、  
費用(5～7万円)と、

～μ～  
の、  
の、  
の、

の、  
の、  
の、

の、  
の、  
の、

～μ～

返信がかけなかった。何かの応答ができた。しなかった。  
後出しじゃんけんご立振舞うときは互いが、前後の都合などつくはずも  
ないが、この途絶が、〜74〜にいつか返し、うちよせのものがあること  
の一端として、さらに75〜76した地裏のものがあるが、次の表現をせし出し  
ておこうと思う。この新聞の断続上は、その後、出念、交差していることが  
あるが、この最少限の註をつける。徳島大学教官助手山本光代さんの  
懲戒処分（停職6月）に因り、〈山本さんを守る会〉の組織となり、大厚姓  
の〈身分〉を消滅処分したとく、決本多恵子〜さんの徳島での生活〜下田か  
の場であった。〜蔵本元町〜から、三十年〜性の〈資料移動物〉に関する  
件での、決本さんとし僕らの手紙になる。

金本 謙一 様 (万一と書いておられる場合は、ご手紙下さい。)

10-27にお送りした手紙へ、ご回答いただき、  
11-4〜6に申す、人事院審判があり、来年に執行され  
る予定ですが、どうか通信とお願いいたします。  
〜のあつたとき、情況のある秘伝の軌跡を  
あつたの中に、〜のあつたとき、あえて---

8.1.11 既

松下 昇



(株) K32-K 国際興業 エンジェル・トントン 金本浩一様 及びの年賀状  
 葉書まで合計、深夜帰路、車の助手席にのって、橋をわたって  
 11時、このとき口にはいた……

公報書

'82.1.27~29 六甲に於ける  
 人事院審議に 可読的 ~ 具体的に  
 述べられること。昨年、午の  
 提議を併合して 応答して下す。  
 以下、ある程度の全体的 ~ 付  
 録減らすこと確認済み。

'82.1.7

● 松下 昇

11月までに手紙を整理してから、それに現存的に切り結んだいくつにつけ、総括表現を試みていこうとした作業の出出しが、いとありあつたとき、はた、と困惑していた。できあがりつづきのものを他者にまねて提示していく少数の人に読んでみるあうとするのに、どう読みすすめるようにと、順序づけたらよいのか、と。結局、これは、どこをどう開いたらよいか、ということであった。仮程しておくとして。

といふことのない A4判の紙で199枚、参照した文献その他校正7枚。送り主名が表記されたものにトサリと送りとかけられた時には驚いた。

冊子小冊の宛名筆跡で誰かかは、すくなくわかるものがあつた。特定したものを、言葉の説明はらとし、その内容を「定義」としてのことばをさす。

しかも僕は、何年前(00, 9) その原型というハフキの書いたとき、放置し、いま、その一枚一枚で年月日、事項、文字、表現をたずねて、そのあまりに正当なぐたりに、いくらかの曲率をかけた。

松下昇プロ=フル〜、ここに参集し、そこから離脱した時間をおいて

松下昇氏の放射状の軌跡のなかの、いく小く配されたも簡表現をたしにしてから、さらにそれを「多歩」にしていくことの「挿話」をかたり出しているにすぎないのではなか、〈物語〉を止揚する表現(概念)の批評性が決定的に欠けてはいないか、という思いが貫流している。

松下昇発行刊行委員会発行パンフの配置と配慮のゆきとといったところでもいまだ、多くの不備と欠陥をかかえたまま、しる、そのと

自体のある混在(〜混同)が、いくらか方向性と方法がちがいでいる運動となつて、くどいでもない場所への通信を可能としていると、青い表現への探索は、続いていくであろう。

松下氏が構想し、準備している書簡をめぐり表現の一部とでも出会い、対質し、〈尋問〉しあいたい。と、おこなうことが可能な場をつらしていくことが、不可視に包囲しているハリカート性の表現(群)の原本性に、見返りにかきなりあつて、存在と表現のすくなくたすき込みこんでいくことである。

カーボン紙とガリ版刷りによるものを、新たに「コピー」し始めてあつる複製の著しい劣化は、不可逆で、不可避なものであるようにもならないものがあるが、〈誤ることかできるよなもの〉としての自己複製過程〈の〉論として。

〜2007年8月9日〜

〜毎付 金本浩一